

森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の 令和3年度活動組織募集要項

令和3年4月1日
千葉県里山林保全整備推進地域協議会

事業の趣旨及び目的

森林・林業を支える山村の過疎化、高齢化が進むなか、これまで様々な資源の利用等を通じて地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきています。

特に、集落周辺の里山林では藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

本交付金は、地域住民や森林所有者、地域外関係者などが活動組織をつくり、森林の保全管理や山村を活性化するための地域活動を行うことで発生する経費に対し、一定の費用を国等が支援する制度です。

本交付金を活用したい活動組織は、本募集要項に基づき期日までに申請し、協議会により採択されることが必要です。

1 申請にあたっての条件

以下の条件を満たしていれば申請可能です。

活動組織

地域住民や森林所有者、地域外関係者等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成されていること

国の実施要領に基づいた活動組織運営規約が定められ区分経理がされていること

千葉県内に事務所を置いていること

代表者が定められていること（代表者は会計責任者を兼ねることはできません）

国の要領等に定められている書類の調製・整備と事業終了後も定められた期間書類等の保管ができること

対象森林

活動面積は0.1ha以上であること

活動組織と森林所有者とで利用協定を締結していること

・森林所有者と利用協定を締結していれば、学校林や公有林でも活用が可能です。

森林経営計画及び森林施業計画（以下「計画等」という。）が策定されていない森林であること

・現在、計画等が策定されていない森林であっても、活動組織が行う事業実施期間内に計画等が策定予定の森林は交付金の対象外です。計画等の策定状況については、市町村及び森林所有者の方に必ず確認してください。

2 交付メニュー

地域環境保全タイプ：集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、高密に侵入した竹林の整備・駆除に向けた取組

森林資源利用タイプ：間伐材、シイタケ原木生産等の未利用資源の利活用活動

森林機能強化タイプ：歩道・作業道の作設・補修活動

関係人口創出・維持タイプ：地域外関係者との活動内容の調整・地域外関係者受け入れのための環境整備・これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等

3 国交付単価及び対象活動

別紙 1 のとおり。

4 交付金の使途

別紙 2 のとおり。

5 採択要件

申請書類が以下の要件を満たしていれば、申請は採択されます。ただし、予算の都合で申請額満額を採択できない場合がありますので予めご了承ください。

本交付金申請に際しての申請書類様式及び採択の要件については、林野庁が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」(H25.5.16 制定 25 林整森第 74 号)及び地域協議会が定めた「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の運用について」等を読み、申請前にご確認ください。

林野庁(実施要領等) <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

地域協議会(要領の運用について) <http://chiba-satoyama.net/kyogikai/>

[要件]

- (1) 活動が計画されている地域を所管する市町村が申請者の活動計画書をもとに、本交付金による支援の有効性を確認していること
- (2) 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自律的、継続的に活動できること
- (3) 毎年 1 回以上の安全講習の実施及び傷害保険への加入、安全装備の整備を行うことにより一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること
- (4) 活動計画書を作成し 3 年以上の継続した活動を行うこと
3 年間の活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。
- (5) 活動計画書に、活動の目標、活動結果のモニタリング調査方法及び活動の持続性向上に向けた取組が記載されていること
- (6) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け(令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知)」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向けチェックシート」を記入の上、提出すること
- (7) 活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書(様式 11 号)を作成していること
活動終了後おおむね 5 年を経過するまでの間は交付金事業を実施した森林を森林以外

の用途に転用する行為や立木の全面伐採除去等を行わないように明記し、森林所有者の同意を得る必要があります。

[注意事項]

- (1) 上記要件(1)に記載の「市町村が～有効性を確認していること」については、協議会事務局から関係市町村に確認を行うので、申請者自身で行う必要はありません。
- (2) 交付対象となる森林の面積は、実際に活動を行う箇所面積です。協定を締結した森林の面積ではありません。また、協議会事務局が行う現地の調査に伴い活動タイプや面積が変更となる場合があります。
- (3) 交付決定額は上限額です。最終的な交付額は、活動終了後に提出していただく活動記録及び金銭出納簿、及び現地確認結果等をもとに算定した金額となり、活動実績に応じては減額となることがあります。
活動記録や作業写真、領収書等の証明書類のない経費については交付の対象外です。
- (4) 令和2年度に採択された活動組織についても採択申請手続きが必要です。(活動森林、活動計画等に変更の無い場合は提出書類の一部を省略できます。)
- (5) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)」については、農林水産省のHPをご確認ください。
URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>
- (6) 同一活動地で同一活動タイプを4年以上継続する場合は、原則として4年目以降の活動について申請は採択されません。ただし、令和元年度に活動計画書どおりの進捗が図れなかった場合は、被害処理等に限定して継続採択される場合もあります。

6 事業期間

事業採択通知日から令和4年2月28日まで。

採択通知日は、8月上旬頃を予定しています。採択通知日以前に活動を開始したい場合は、採択決定前着手届を協議会事務局に提出することが必要です(提出書類、提出方法については、個別に事務局にご連絡ください)。

7 申請手続きの流れ

- (1) 交付金を活用したい活動組織は、まず活動森林のある市町村の担当課に以下についてお問い合わせ及びご相談ください(特に新規申請の活動組織は、以下の問合せに時間を要すことをお見込みの上、期限に間に合うよう手続きを進めてください)。
その市町村で本交付金事業を実施しているか。
事業を実施したい森林において森林経営計画等が策定されているか。
その他、森林法等において土地利用上の制約がないか。
・現況が森林であっても、地目が「農地」の場合は原則として対象外です。
- (2) 新規申請の活動組織は、地域協議会に連絡し、事業を実施したい森林が申請予定の活動タイプに適しているかどうか、あらかじめご相談ください。
- (3) 申請書類を作成し、期限までに定められた提出先に郵送してください。

様式は地域協議会のホームページよりダウンロードできます。

事業内容及び申請手続きについての説明会を以下のとおり開催します。新規申請の活動組織は参加が必須です。

令和3年4月13日(火)午後1時～ (会場:ちば里山センター(袖ヶ浦市長浦))

令和3年4月14日(水)午後1時～ (Zoomによるweb会議)

(4) 提出書類一覧

「令和3年度交付金申請に係る手引き」に記載のとおりです。

8 提出期間及び提出先

(1) 提出期間 令和3年5月10日～5月21日(必着)

(2) 提出先 活動が計画されている地域を所管する市役所・町村役場

9 その他

(1) 申請書類等を基に、活動目的や活動内容等が国実施要領等に照らし適切と認められるか審査を行います。結果はすべての申請者に通知します。

(2) 交付決定額(採択通知書に記載の額)は、審査の結果、採択申請した額より減額となる場合があります。

(3) 採択申請書等の書類については、地域協議会より国及び県(森林課及び林業事務所)に情報提供を行いますのでご了承ください。

(4) 申請書類の作成にあたっては、様式記載例やQ&A等を参考にしてください。関係文書は地域協議会ホームページ等から確認できます(適時更新をしているため最新のものなのか確認してください)。

(5) 2次募集については未定です。

10 本交付金に関するお問合せ先

千葉県里山林保全整備推進地域協議会事務局

電話 0438 - 62 - 8895

住所 299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号580 - 148

(NPO法人ちば里山センター内)

URL <http://chiba-satoyama.net/kyogikai> (様式、記載例及びQ&A等)

本交付金事業は各都道府県において林野庁に承認された地域協議会が国等からの交付金を受け、活動組織に対する交付金の交付を行っています。

(別紙1) 国交付単価及び対象活動一覧表

メニュー	単価	対象活動
活動計画作成費 (初年度のみ)	112,500 円 (上限)	現地の林況調査、活動計画策定のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ		
里山林保全	初年度 120,000 円/ha 2年目 115,000 円/ha 3年目 110,000 円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止策の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動成果のモニタリング、傷害保険等
竹林整備等	初年度 285,000 円/ha 2年目 265,000 円/ha 3年目 245,000 円/ha	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動成果のモニタリング、傷害保険等
森林資源利用タイプ	初年度 120,000 円/ha 2年目 115,000 円/ha 3年目 110,000 円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動成果のモニタリング、傷害保険等
森林機能強化タイプ	800 円/m	歩道・作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・改修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り
関係人口創出・維持タイプ	50,000 円 (上限)	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
資機材・施設の整備等	1/2 以内(一部 1/3 以内)	上記 ~ の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借(賃借は関係人口創出・維持タイプに限る)

1 活動組織あたりの交付金の上限は、 ~ 合計で 500 万円/年です。

~ は同年度に同一箇所重複させることはできません。活動対象森林を主たる取り組みのタイプごとにエリアに分け、それぞれのエリアの面積に、対応するタイプの交付単価を適用します。

サイドメニュー（ ～ ）のみの申請はできません。メインメニュー（ ～ ）と組み合わせる場合のみ申請可能です。

～ については、別途、県・市町（一部）の交付金が上乘せされます。県・市町の上乗せ交付単価の詳細は、市町、地域協議会にお問合せください。

（別紙２）交付金使途一覧表

メニュー	使途
～	人件費（地域協議会で別に定める額を上限とします） 燃油代、傷害保険、車両リース代等賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品
	人件費（地域協議会で別に定める額を上限とします） 燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、車両リース代等賃借料、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品、賃借料
	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（ の活動で使用するものにあつては賃借料に限る。） 携帯型GPS機器 パソコン、デジカメ、発電機、防寒服等著しく汎用性の高い機材は対象外